夕刊 臺灣日日新報 第一九五七五號 昭和十七年十一月十七日（土曜日） （第二種郵便物認可）（納稅一番乘五年九月九日第三種郵便物認可）

又も新嘉坡を空襲し敵機十四を撃墜

戰、爆聯合第四次強襲で

【東京發同盟至急報】大本營發表（十六日午後零時四十五分）戰、爆聯合の帝國航空大部隊は昨十五日晝間第四次シンガポール強襲を敢行し左の如き戰果を收めたり

一、重爆擊隊は午前十一時四十五分シンガポール上空に進入し、同市並びにセレター市街の重要軍事施設を反復爆擊しこれに大火災を生ぜしめたり、同行せる戰鬪隊は之が援護に協同してテンガ飛行場を低空掃射し地上にありし爆擊機七機を徹底的に銃擊破せり

二、後續せる他の有力なる戰鬪隊は四千米の上空に於て我が威力に憧伏し遁走せんとせる敵バツファロー戰鬪機十三機を發見、これに猛烈なる攻擊を加へ瞬時にして其の七機を擊墜せり、我に損害なし

敵は一機も邀撃せず

【上海十五日發同盟】ラングーン十五日發アヴアス電によれば日、航空部隊は十五日朝ラングーン北部の飛行場を爆擊した、又他の一隊は南ビルマの要港タヴオイを爆擊した

馬來戰線の敵は徒らに潰亂潰走

敵機十一機を爆碎す

蘭貢、タヴオイを爆擊

【マレー最前線○○基地十六日發同盟】戰況急轉換後第十四日目朝、重爆擊機を含む我が攻擊隊は以つてシンガポール、シンガポール飛行場を爆擊しその大部隊は我が戰鬪機と交戰するものなく、シンガポールは既に制空權は我が掌握にあり、ビルマ南タヴオイ飛行場を攻略地とせる我が航空隊は、更に十三日にも

【ワシントン十五日發同盟】ロイター通信トロント（カナダ）發によればビルマ戰線の飛躍的發展に伴ひビルマの要港は日ごろ航空機の攻撃を受けるようになると述べ、若し來三四月以内にビルマが陷落するとせばその原因は米國及び英國にありと左の如き痛烈な非難の聲を擧げてゐる

即ち日本軍の手中に落ちた場合にはその保護下印度及び支那は米國にそそぐ援助の流れは絶たれ、若し來三四月以内に緬甸が陷落するとせばその責任は重慶當局が米國から送られた武器貸與法に依る武器を緬甸戰線に轉用することを極度に嫌つたことに基くと云はねばならぬ、即ち最初英國及び米國が重慶當局に對し約束したビルマ防衛の爲の武器貸與法に基く援助を實行しなかつたことに歸因すると云はねばならぬ

ビルマが陷れば責は米と重慶に

興味ある通信

米の軍擴發表

【ワシントン十五日發同盟】ノースアイレス十五日發同盟】ヒルマン生産局長官は十四日米陸軍は目下五百萬の兵力を擁してゐるが、その內陸軍航空隊は百萬の兵力を擁してゐると發表した

中南米十七國が斷交に贊意

【リオデジネイロ十五日發同盟】當地ア・ノイア紙は十五日發表の米國ポークスマンより得た情報として中南米二十一國の內十七國までが獨伊兩國との國交斷絶に贊意を表明してゐると報じた

定例閣議

【東京發同盟】十五日の定例閣議は午前十時より首相官邸に於て開かれ今次議會に提出さるべき諸法案に關し審議より後次の如き重要事項を決定した

一、戰時行政職權特例法第二條第一項の規定に基き本年中に國家總動員法第六條に基く勅令を以て新たに國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

二、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

三、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

四、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

五、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

六、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

七、戰時行政職權特例法第二條第二項の規定に基き國家總動員法第四條第一項の規定に依る物資の使用收用又は制限に關する命令を發し得ることとなつた

近く華府軍事會議

【ベルンスイス十五日發同盟】ワシントン來電に依れば英國首相は近く元旦に來訪し枢軸國に對する戰爭指導に關し重要會議を開くものと觀測されてゐる、これ米英兩國が武器貸與法に依る武器の使用方法を不用意にも重複に陷ることなからしめんとするためであつて、從つて極東に於ける戰爭指導に關しても重要會議が開かれるものと觀測されてゐる

【リスボン十四日發同盟】ワシントン來電に依れば英首相は近く米國を訪問するが、これは極東に於ける戰爭指導に關し重要會議を開くためであつて、從つて極東に於ける戰爭指導に關しても重要會議が開かれるものと觀測されてゐる

民間航空學校卒業

【リスボン十四日發同盟】ワシントン來電に依れば航空局は今年中に民間航空學校より五萬人の操縱士を養成する計畫を樹立したが、既に一萬七千人の操縱士を養成し、更に二萬人の操縱士を養成せんとしてゐる

潜水艦に隱れて英國首相は歸國

【リスボン十五日發同盟】タンデル（ハイペイン語モロッコン）よりの情報に依ればチャーチル英首相は一潜水艦に便乘して英國の途に就いたと傳はるが、この潜水艦は英國の誇る潜水艦中最も大型のもので、英國の首相とも稱すべき重要人物を乘せるに相應しく設備も極めて贅澤なものであるといはれる

敵性國家關係の文化團體は解散

【東京發同盟】大東亞戰爭勃發以來國內各文化團體の敵性分子排除が進められてゐるが、日米國交調整に關する民間有志團體として發足した日米協會及び日米會館の兩團體は、その內部活動が全く敵性團體と同一傾向にあるとの理由から、十五日內務省より解散を命ぜられた

南方食糧資源の實地調査へ

農林省から現地調査班

【東京發同盟】大東亞戰爭の勃發に伴ひ南方各地の食糧資源の開發について其の實態調査の爲農林省から現地調査班を派遣することとなつたが、第一陣として第一回の調査班は十二月初旬を期して出發することとなつた、今回の調査班は主として南方圏の食糧資源の開發に關し調査を行ふ筈であるが、その內容は現地軍當局と緊密な連絡の下に決定されるものと觀測されてゐる

住宅營團の役員

同　高橋、四郎氏（前內務參與官）

監事　安藤、友民氏（住宅局長）

税務課長會議

全島　十六、十七の兩日開催

赤道直下の諸島

海鷲爆擊の諸要衝

【東京發同盟】コロネル（セレベス島南部モリ灣の小海コロネル灣に臨む港灣）

【ペルン（スイス）十四日發同盟】ダーウヰン發濠洲軍當局に於ては英國ポルネオ・サラワク王（ブルワク、英人）より第一回の發表、文化工作等を總括した、發表側からは加藤外相、池田農林兩大臣出席が列席した

サラワク王

濠洲に亡命

【ペルン（スイス）十四日發同盟】ダーウヰン發濠洲軍當局に於ては英國ポルネオ・サラワク王（ブルワク、英人）より第一回の發表、文化工作等を總括した、發表側からは加藤外相、池田農林兩大臣出席が列席した

敵性國家關係の文化團體は解散

領本の

蘭貢、タヴオイを爆擊

【上海十五日發同盟】ラングーン十五日發アヴアス電によれば日、航空部隊は十五日朝ラングーン北部の飛行場を爆擊した、又他の一隊は南ビルマの要港タヴオイを爆擊した

敵機十一機を爆碎す

徒らに潰亂潰走

馬來戰線の敵は

我が皇軍にこの威力：ジャングルを征く鎌牛部隊

長沙作戰終る

綜合戰果を發表

大甲溪の豫算も要求通りに決定

齋藤長官は十六日退京歸任

齋藤長官けふ歸任

殘されたもの

武田榮太郎著　B6判、三四〇頁、一圓八〇錢、〒二錢

武門血笑記

下村悦夫著　B6判、三四〇頁、一圓八〇錢、〒二錢

男

腸疾患に

消化不良・食慾不振・結核性諸症・疲勞倦怠・便秘・肺氣・高脂・貧血

本劑の生成分たる各種乳酸菌の產出する强力なるフラビンは腸內に棲生する細菌酵素を解離すると共に、衰弱せる胃腸細胞に活力を付與して、消化吸收力を促進するをなして、胃腸疾患の根治的治療に多効を奏す。

エル ビオゲン錠

ライオン製藥株式會社（本舖　東京江戸川區）

淋病化學協力的治療

領本の

殺菌治癒機轉の化學的增加

本劑は急性用スルフミンと慢性用デメチールアイとを、獨自のゴール率によつて配合し、藥物の協力相乘作用に基き淋菌に對する殺菌、治癒機轉の增加を目的として化學的に高く强めて、淋疾治療の目的を遂げるのです。

□化學的治療の本領　尿道痛の消失も分泌物の消滅も、本劑服用後日中に認められ、尿中淋菌の消失も亦極る速かです。

□三・四回用法に變動　本劑五十錠を（一日三回、一回六錠宛三日間）服用後四日間休藥するを一クールとして治療の基準とす。急性は一クールを慢性は四クールを治癒限度とす。本劑の組成分たる三種の化合物は何れも自家榮養素なる爲高度なる效果を有して急激なる副作用なく、治療上好適である。

急性淋疾、慢性淋疾女子淋疾、副睾丸炎、膀胱炎、前立腺肥大、尿道炎化膿性諸疾患に

一クール　三五〇錠　一圓八〇錢
四クール　一四〇〇錠　六圓八〇錢

東京芝・琴平町・十三番地　合名會社　河原商店
名古屋出張所　地方販賣元　三〇・六九

最近多糖性基劑法療學化　淋病

服內　ケンゴール

德用大袋發賣

實物大圖

口中殺菌劑良劑

ルオカ

資源節約の爲從來の德用瓶を一時製造中止致し袋詰至便の德用大袋の新發賣致しました何卒一層の御愛用を御願致します

（十錢包の九倍盛にて一袋五十錢）

本舖　株式會社　安藤井筒堂　東京・日本橋・水沢宮前

産婦よめ子で溫室

浅井園　奈良・生駒町日出町　生後五日目の赤ちゃん　生後二ヶ月目の赤ちゃん　生後六ヶ月目の赤ちゃん　生後一年目の赤ちゃん

※年一回の出來映えコンテスト日發表致します　※一等賞は一生一回の榮譽です　※入賞者は全國の人氣者です　※入賞者は全國の人氣者です　※入賞者は全國の人氣者

志願兵へ壯氣の熱血

軍旗の下に馳せ參ずる若人固き決意を披瀝

臺灣神社社頭に熱血躍動

志願兵第一回入營者の發表に引續き、十六日は各地で壯行會が擧げられた。皆んな晴れの入營を前に感激に胸を躍らせてゐる若人ばかりだ。

萬歲〝僕も兵隊に……

志願兵募集 網渡表に歡喜の學童達

先生の訓示に決意閃く

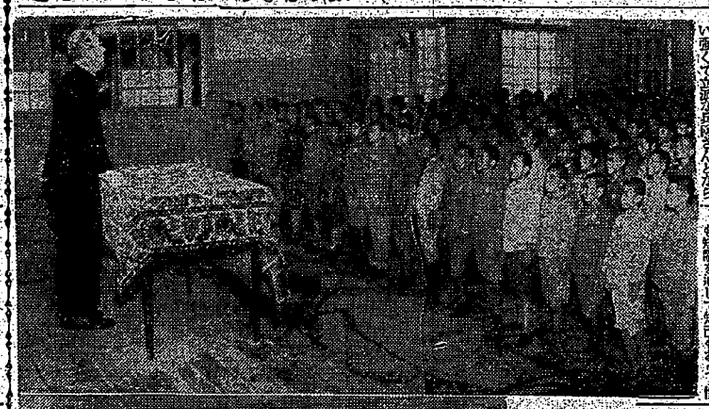

嘉眞上は今非校長から志願兵制に關し訓示を受ける臺北二中生徒達、下は掲示板前で感激の萬歲をする老松國民學校兒童

白衣の勇士一部 内地へ特療

臺北で療養中の白衣の勇士の一部は十七日午前七時半前列車にて內地へ向發する、また中南部にて內地へ向ふ

知己もある懷しの地

松尾第三部隊長きのふ 着任

講演會、座談會開催

二十二日から島內各地で

大國民の襟度以て

皇軍公正なる待遇

米將兵俘虜皇軍を稱讃

砲彈で傷つき作ら

身を以て銃眼閉塞

壯絶鬼神も哭く肉彈血戰

戰線 白衣勇士座談會 下

ヤマト計器株式會社
東京日本橋區大傳馬町
大阪出張所 大阪北區堂島濱通
（定價表進呈）

ライオン歯磨
歯齦に炎膜加答兒 炎肺 黴菌感染迅速の炎消滅殺物下
藥ぶらし分十三
ライオン

氷雪送風機・ターボブロワー・軸流送風機
空氣機械設計製作專門
株式會社 大阪送風機製作所
大阪市西成區津守町四三五・電話（代）27(9)-3559-3675-3701番

地球鉛筆
杭長一〇〇尺施工容易
マルチペデスタル・パイル
東洋コンプレッソル株式會社
東京 臺灣 大阪 門司
雜誌 定價の約半額
一ケ月おくれ
海員養成所 生徒募集
布特製 暗幕 空防
三友社防空用品部
名古屋市 新町
荒鷲初だより
唄田端義夫 男ましくも たのもしい歌ノ
ビクターレコード
宮脇實扇庵畫室出張所
臺北市兒玉町二丁目
本店・名古屋市
二月號 主婦之友
戰火の世界一周記 山田耕作
佛印夕イ從軍記 吉屋信子
山本五十六大將物語 賀屋藏相
太平洋戰況地圖
必勝の生活
子供服の型紙五種
婦人子供 更生簡單服
十五日發賣 五十錢
主婦之友社

臺灣日日新報 昭和十七年十月十七日（土曜日） 第一万五千三十七號 （一）
臺灣昌新報 （第二種郵便物認可）大正十五年九月九日第三種郵便物認可 本日夕刊共六頁

所得税をはじめ直接税を引上げ

十六日閣議で正式決定

【東京發同盟】所得税の大幅引上げを中心とする直接税の増徴に關する法律案は十六日の臨時閣議において正式決定を見たので同日午後五時より總督府より發表された

所得税増徴案要綱

一、分離所得税左の税率に依りこれを課すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二、第一種所得税の税率を左の如く改むること
（一）國債の利子百分の十六（現行百分の九）
（二）國債以外の公債の利子百分の十四（現行百分の八）
（三）社債の利子百分の十五（現行百分の七・五）
三、第二種所得税の税率を左の如く改むること
（一）法律施行地に住所及び一年以上居所を有せざる個人又は法律施行地に本店若しくは主たる事務所を有せざる法人の有価證券の配當利子所得に對する分離所得税は左の税率に依りこれを課すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
（二）國債以外の公債の利子百分の十四（現行百分の八）
（三）社債の利子百分の十五（現行百分の七・五）
四、第三種所得税の税率を左の如く改むること
（一）法律施行地に住所及び一年以上居所を有せざる個人又は法律施行地に本店若しくは主たる事務所を有せざる法人の有価證券の配當利子所得に對する分離所得税は左の税率に依りこれを課すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
（二）社債の利子百分の十五（現行百分の七・五）
五、第四種所得税の税率を左の如く改むること
（一）國債又は地方債の利子百分の十四（現行百分の八）
（二）社債の利子百分の十五（現行百分の七・五）
（三）預貯金の利子百分の十（現行百分の六）
（四）勤労所得百分の十（現行百分の六）
六、山林の所得所得金額を左の各號に區分し概次に各税率を適用すること
一萬圓以下の金額百分の十（現行百分の六）
一萬圓を超ゆる金額百分の十七（現行百分の十二）
二萬圓を超ゆる金額百分の二十（現行百分の十五）
五萬圓を超ゆる金額百分の二十三（現行百分の十八）
十萬圓を超ゆる金額百分の二十五（現行百分の二十）
二十萬圓を超ゆる金額百分の二十七（現行百分の二十二）
五十萬圓を超ゆる金額百分の三十（現行百分の二十五）
百萬圓を超ゆる金額百分の三十二（現行百分の二十七）
七、新たに源泉徴收所得税を課する事
（一）株式の源泉徴收に係る個人の所得（第所得に該當するものを除く）に對し分離所得税を課すること
（二）株式の源泉徴收に係る個人の所得金額より控除の範圍を拡張したる金額に依り所得金額を計算すること
（三）現に依り算出したる所得金額より三千圓を控除したる殘額に對し左の税率に依り所得税を課すること
一萬圓以下の金額百分の二十五（現行百分の十五）
一萬圓を超ゆる金額百分の二十七（現行百分の十七）
二萬圓を超ゆる金額百分の三十（現行百分の二十）
五萬圓を超ゆる金額百分の三十二（現行百分の二十三）
十萬圓を超ゆる金額百分の三十五（現行百分の二十五）
二十萬圓を超ゆる金額百分の三十七（現行百分の二十七）
五十萬圓を超ゆる金額百分の四十（現行百分の三十）
百萬圓を超ゆる金額百分の四十二（現行百分の三十二）
八、退職所得に對しては左の税率を適用して算出したる金額百分の十（現行百分の六）
九、勤労所得の課税最低限を三千圓（現行五千圓）に改むること
十、勤労所得の税額を左の各號に區分し概次に各税率を適用して算出したる金額百分の六（現行百分の五）
一萬圓以下の金額百分の六（現行百分の五）
一萬圓を超ゆる金額百分の七（現行百分の六）
二萬圓を超ゆる金額百分の八（現行百分の七）
五萬圓を超ゆる金額百分の十（現行百分の八）
十萬圓を超ゆる金額百分の十二（現行百分の十）
二十萬圓を超ゆる金額百分の十四（現行百分の十二）
五十萬圓を超ゆる金額百分の十六（現行百分の十四）
百萬圓を超ゆる金額百分の十八（現行百分の十六）
十一、勤労所得の税率に依り課税すること
十萬圓以下の金額百分の二十五
十萬圓を超ゆる金額百分の四十五
二十萬圓を超ゆる金額百分の五十
十二、分離所得税の免税点又は課税最低限の如く改むること
不動産所得税百五十圓（現行一二百五十圓）
事業所得税百五十圓（現行百五十圓）
勤労所得税百五十圓（現行百五十圓）
山林の所得税百五十圓（現行百五十圓）
十三、第一種所得税の税率に依り課税すること
十萬圓以下の金額百分の二十五
十萬圓を超ゆる金額百分の四十五
二十萬圓を超ゆる金額百分の五十
十四、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
十五、第四種所得税の課税最低限を三千圓（現行五千圓）に改むること
十六、第四種所得税の税率を左の如く改むること
一萬圓以下の金額百分の六（現行百分の五）
一萬圓を超ゆる金額百分の七（現行百分の六）
二萬圓を超ゆる金額百分の八（現行百分の七）
五萬圓を超ゆる金額百分の十（現行百分の八）
十萬圓を超ゆる金額百分の十二（現行百分の十）
二十萬圓を超ゆる金額百分の十四（現行百分の十二）
五十萬圓を超ゆる金額百分の十六（現行百分の十四）
百萬圓を超ゆる金額百分の十八（現行百分の十六）
十七、勤労所得の税率に依り課税すること
十萬圓以下の金額百分の二十五
十萬圓を超ゆる金額百分の四十五
二十萬圓を超ゆる金額百分の五十
十八、退職所得に對しては左の税率を適用して算出したる金額百分の十（現行百分の六）
二十萬圓以下の金額百分の十五（現行百分の十）
二十萬圓を超ゆる金額百分の二十（現行百分の十五）
五十萬圓を超ゆる金額百分の二十三（現行百分の十八）
百萬圓を超ゆる金額百分の二十五（現行百分の二十）
十九、第三種所得税の税率を左の如く改むること
一萬圓以下の金額百分の十（現行百分の六）
一萬圓を超ゆる金額百分の十二（現行百分の七）
二萬圓を超ゆる金額百分の十五（現行百分の八）
五萬圓を超ゆる金額百分の二十（現行百分の十）
十萬圓を超ゆる金額百分の二十三（現行百分の十二）
二十萬圓を超ゆる金額百分の二十五（現行百分の十四）
五十萬圓を超ゆる金額百分の二十七（現行百分の十六）
百萬圓を超ゆる金額百分の三十（現行百分の十八）
二十、法人税の税率を左の如く改むること
一萬圓以下の金額百分の十五（現行百分の十）
一萬圓を超ゆる金額百分の十七（現行百分の十二）
二萬圓を超ゆる金額百分の二十（現行百分の十五）
五萬圓を超ゆる金額百分の二十三（現行百分の十八）
十萬圓を超ゆる金額百分の二十五（現行百分の二十）
二十萬圓を超ゆる金額百分の二十七（現行百分の二十二）
五十萬圓を超ゆる金額百分の三十（現行百分の二十五）
百萬圓を超ゆる金額百分の三十二（現行百分の二十七）
二十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
三十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
四十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
五十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
六十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
七十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
八十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
九十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百二十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百三十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百四十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百五十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百六十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百七十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百八十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
百九十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十六、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十七、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十八、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百十九、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十一、法人税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十二、第一種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十三、第二種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十四、第三種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の十三（現行百分の八・五）
（乙種）百分の十二（現行百分の七・五）
二百二十五、第四種所得税の税率に依り課税すること
（甲種）百分の

南方資源開發と臺灣の地位

高度綜合的計畫の下に進め

一

大東亞戰爭の長期的特質は日本の物資を中心とする自給體制の確立に在ること論を俟たない。地下資源と云はず、農産資源と云はず総て不足部分として指摘されてゐたものが殆んどすべて南方作戰の進展に伴い追々確保の見通しを得つつある。既くから必要なシンガポールの陷落により民力的には殊と国力共榮圏は益々手中に歩りと謂ひ得べく、喪された開發はその緊急度如何に關するに有る而して開發第一次の五ヶ年計畫は既にほゞ成らずんば已まずの決意を以て着々實施に移されつゝある。

二

かゝる見地から臺灣は何を為へ何を為すべきかすべては大東亞共榮圏の一構成分子としての存在價値と目標に照應せられなければならない。現在と將來と謂ひ、既成と開發と謂ひ、それは時と場所の差異であつて、本質的には一體不可分の關係にある。

三

既往生産の飛躍化である。主要な重點主義であつて見れば、他の部門に於ても大體に於てそれぞれ、然し臺灣開發の場合は、その他の場合と異つた特殊性が存することを認識しなければならない。即ち臺灣の開發は南方圏の開發に對する前進基地建設の意味に於て、又南方圏の開發は臺灣の開發に對する後方補給源の意味に於て、相互に緊密不可分の關係に置かれてゐるのである。

四

臺灣の開發は、從來の如く單に臺灣自體の經濟發展のみを目的とするが如きは、既に時代遲れである。臺灣の開發は南方圏の開發と一體的關係に於て、南方圏の開發に對する後方補給源としての使命を完遂するの見地に於て、強力に推進せられなければならない。

五

臺灣の開發は、從來の如く單に臺灣自體の經濟發展のみを目的とするが如きは、既に時代遲れである。臺灣の開發は南方圏の開發と一體的關係に於て、南方圏の開發に對する後方補給源としての使命を完遂するの見地に於て、強力に推進せられなければならない。

六

臺灣の開發は、從來の如く單に臺灣自體の經濟發展のみを目的とするが如きは、既に時代遲れである。臺灣の開發は南方圏の開發と一體的關係に於て、南方圏の開發に對する後方補給源としての使命を完遂するの見地に於て、強力に推進せられなければならない。

需要は共榮圏に移行

益々增産必姿の本島樟腦

【東京本社特電】大東亞戰爭による共榮圏の擴大と共に樟腦の需要は益々增大し、戰爭の進展に伴ひ軍需品としての重要性を加へつゝあるが、これに對し本島の樟腦增産は目下の處必ずしも豫期の成績を擧げ得ず、政府は今後の增産對策として、樟腦專賣制度の改正を斷行し、增産に關する一切の權限を臺灣總督に委讓し、總督の下に樟腦增産對策委員會を設置して、樟腦增産に關する重要事項を審議せしめ、以て樟腦增産の徹底を期することゝなつた。

甘蔗鞘枯病の防除

糖業試驗所桐生技師の研究

【一】病原菌　本病は Cytospora Sacchari Butler なる一種の不完全菌の寄生によつて發病するもので、病原菌は甘蔗の莖葉の病斑上に小黒點として現はれる。

【二】傳播と侵入　病原菌の胞子は雨水によつて傳播せられ、又風によつても運ばれるが、主として雨水によつて傳播する。侵入は主として傷口からであるが、その他葉鞘の開口部からも侵入する。

【三】防除法　(一)健全なる苗を植付けること、特に病徴の無い部分から苗を採ること。(二)植付前に苗を石灰乳に浸漬すること。(三)病株は發見次第抜き取つて焼却すること。(四)發病甚しき畑には暫く甘蔗を植付けないこと。(五)株出栽培は成るべく避けること。(六)肥料は特に加里肥料を多く施すこと。(七)風害を防ぐこと。(八)害虫の驅除に努めること。

【四】被害程度　本病の被害は品種によつて著しく異なり、一般に罹病性の品種は減收甚しく、抵抗性の品種は減收少ない。

【五】排水　排水不良な畑では本病の發生多く、又發病も甚しいから、排水を良好にすること。

【六】植付期　植付期の遅れた畑では發病多く、又發病も甚しいから、植付期は成るべく早くすること。

【七】風害　風害を防除し、傷口を少なくすること。

【八】肥料　肥料は特に加里肥料を多く施すこと。

【九】被害部の處分　發病した株は成るべく早く抜き取つて焼却すること。

【十】被害部の收穫　被害部の收穫は成るべく早く行ふこと。

【十一】被害程度の調査　被害程度の調査は、甘蔗の生育中期に於ける發病株數の調査によつて行ふ。

【十二】結論　本病の被害は少なくないから、本病の防除は甘蔗栽培上極めて重要なことである。

製腦現業員の優遇規程公布さる

臺灣總督府では今回新に製腦事業に從事する官吏、雇員、傭人に對する優遇規程を制定し、昨日公布、即日施行した。

發電は水主火從

戰時下の供給確保と電源開發

臺灣送電五ヶ年計畫決定

【東京支社特電】大東亞戰爭の電力增強計畫の一環として、臺灣總督府では今回臺灣電力株式會社の協力を得て、臺灣の電源開發五ヶ年計畫を樹立し、既に内地側の承認を得たので、愈々來年度から實施に移すことゝなつた。

石油

【東京支社特電】南方石油資源の開發に關し、帝國議會貴族院議員で南方石油資源開發株式會社の設立委員である船田中氏は、去る十日より臺灣に來遊、十一日總督官邸に於て總督と會見、南方石油資源開發に關し懇談したが、船田氏は十二日午後の飛行機で臺北を發つて歸京した。

府水產試驗所開廳記念式

臺灣織物總會

恩給金庫出張

臺灣瓦斯總會

東京短期前場

東京短期後場

東京長期前場

東京短期日歩

東京短期後場

東京國債前場

東京國債後場

東京銀行實株

東京長期總取組

東京短取組喰合

大阪短期前場

大阪短期後場

大阪長期前場

大阪長期後場

横濱生絲前場

横濱生絲後場

內外商況（十六日）

內外商況（十七日）

敗戰華府から戻る……

宋重慶新外交部長

必勝態勢下のわが財政經濟理念

村田爲五郎

軍事費も

決勝體制

敵の實力

今次聖戰

經濟力は

歲出豫算

國民皆勞

高度國防

公定價格販賣機構の全國的改訂

農村生產擴用は値上限度抑制

製糖會社

臺灣製糖

臺灣電力

臺灣電氣

臺灣倉庫

臺灣土地

臺灣興業

臺灣銀行

臺灣商工

臺灣拓殖

臺灣鐵道

臺灣海運

臺灣汽船

臺灣製麻

臺灣製鹽

臺灣鑛業

臺灣電線

臺灣化學

臺灣窯業

臺灣倉庫

臺灣土地

臺灣興業

臺灣銀行

臺灣商工

臺灣拓殖

臺灣鐵道

臺灣海運

臺灣汽船

臺灣製麻

臺灣製鹽

臺灣鑛業

臺灣電線

臺灣化學

臺灣窯業

臺北組合銀行週報

臺北組合銀行週報

一下痢に
即効を誇るワカ末は
胃腸ともよくもられ
さい仲となりました
ホッカワ

無毒健康へ導く
病毒と體毒に
ベルツ丸

利き目
アドソルビン
三共株式會社

local local
つよい心
嗜みを忘れぬ
床しい心
これが日本女性の美しさです
ルアデア
粉白粉

い早がり癒
膏軟バリハ
きづ
やけど・こもやけ

（第三種郵便物認可）　昭和十七年一月十七日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万五千三十七號　（三）

隣保相扶の道義に基さ
市街庄單位に銃後援護會設置
軍事援護團體の機構を整備強化

大東亞戰爭の勃發に際し、擧國一致、銃後人の護りを固め、また應召軍人軍屬の遺家族に對する援護の萬全を期せんがため、昭和七年度より施行せられた隣保相扶の精神に則り、國防目的遂行の根幹に培ひ、且つ擧國的自發的協同の實を擧げんがため、市街庄單位に銃後援護會を設置することとなつた。

本會は、市街庄内に於ける應召軍人軍屬の遺家族、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の援護を目的とし、隣保相扶の精神を以て、左の事業を行ふ。

（一）應召軍人軍屬の遺家族に對する慰問、激勵、生業の指導、就職の斡旋、其の他生活の援護

（二）戰歿將士の遺族に對する弔慰、遺骨の奉迎、埋葬、祭祀、法要、遺族の生活の援護

（三）傷痍軍人、應召軍人軍屬の遺家族、戰歿將士の遺族の生業の指導、就職の斡旋、其の他生活の援護

（四）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の慶弔、慰安、表彰、其の他生活の援護

（五）應召軍人軍屬の遺家族、傷痍軍人、戰歿將士の遺族に對する貯蓄の奬勵、生業資金の貸付、其の他生活の援護

（六）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の住宅の斡旋、修繕、其の他生活の援護

（七）戰歿將士の遺骨の奉迎、埋葬、祭祀、法要、遺族の生活の援護

（八）應召軍人軍屬の留守家族の慰安、慰問、其の他生活の援護

（九）應召軍人軍屬の留守家族の子女の教育、就職の斡旋、其の他生活の援護

（十）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の實情調査

（十一）其の他本會の目的達成に必要な事業

▲會員　一、本會の會員は左の者とす

（一）名譽會員　（1）評議員會の推薦する者

（2）功勞者

（3）總裁

（4）篤志者　（5）賛助會員

（二）通常會員　（1）評議員會の推薦する者

（2）功勞者

（3）總裁

（三）賛助會員　（1）本會の趣旨に賛同し、補助金を納むる者

（2）本會の事業其の他收入より以下に掲ぐ

（イ）個人　市街庄内の世帶主を以て單獨又は數人連名を以て賛助會員として本會の趣旨を賛同するもの

（ロ）團體等　助成金

（ハ）篤志者

（四）名譽會員は、本會に對して特に功勞ありたる者又は學識經驗ある者の中より、會長之を推薦す

（五）評議員は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（六）總裁は、會長の指揮を受け、會務を總理す

（七）會長は、市街庄長を以て之に充つ

（八）副會長は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（九）顧問は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（十）參與は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（十一）幹事は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（十二）其の他本會の目的達成に必要な役員

▲役員　一、本會の役員は左の如し

（一）會長

（二）副會長

（三）顧問

（四）參與

（五）幹事

（六）會計

（七）監事

（八）評議員

（九）總裁

（十）名譽會員

（十一）會員

（十二）賛助會員

▲任期　一、本會の役員の任期は左の如し

（一）會長　市街庄長の在職中とす

（二）副會長、顧問、參與、幹事、評議員、會計、監事　會長の定むる期間とす

（三）總裁　本會の事業完成の時とす

▲職務　一、會長は本會を代表し、會務を總理す

二、副會長は會長を補佐し、會長事故あるときは其の職務を代理す

三、顧問は會長の諮問に應ず

四、參與は會長の命を受け、會務に參畫す

五、幹事は會長の命を受け、庶務、會計、其の他の事務を處理す

六、評議員は評議會を組織し、本會の事業其の他重要事項を評議す

七、會計は會計事務を處理す

八、監事は本會の會計を監査す

▲會議　一、本會の事業遂行上必要ある場合には、評議員會を開くものとす

二、本會の議事は、出席評議員の過半數を以て之を決す、可否同數なるときは、議長の決するところによる

三、評議員會は、會長之を招集し、議長となる

四、評議員會は、評議員の半數以上出席するにあらざれば、開會することを得ず

五、評議員會の議事は、之を記錄し、議長及出席評議員二人以上之に署名捺印するものとす

▲會費　一、本會の經費は、賛助會員の賛助金、篤志者の寄附金、其の他の收入を以て之に充つ

二、本會の會計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る

三、本會の會務及收支は、毎會計年度之を調製し、會長は之を總督に報告するものとす

▲會議　一、本會の事業遂行上必要ある場合には、會長は關係官公署、學識經驗者、會員等を會同し、意見を聽くことを得

二、本會の會議は、會長之を招集し、其の議長となる

三、會議は、會員の半數以上出席するにあらざれば、開會することを得ず

四、會議の議事は、出席會員の過半數を以て之を決す、可否同數なるときは、議長の決するところによる

五、會議の議事は、之を記錄し、議長及出席會員二人以上之に署名捺印するものとす

▲會則　本會の會則は、本會の會議に諮り、會長之を定む

▲附則　一、本會は、市街庄内に於ける應召軍人軍屬の遺家族、傷痍軍人、戰歿將士の遺族に對し、隣保相扶の道義心の昂揚並に銃後援護の萬全を期するため、隣保相扶の精神を以て、左の事業を行ふ

（一）應召軍人軍屬の遺家族に對する慰問、激勵、生業の指導、就職の斡旋、其の他生活の援護

（二）傷痍軍人、應召軍人軍屬の遺家族、戰歿將士の遺族に對する弔慰、遺骨の奉迎、埋葬、祭祀、法要、遺族の生活の援護

（三）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の慶弔、慰安、表彰、其の他生活の援護

（四）應召軍人軍屬の遺家族、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の貯蓄の奬勵、生業資金の貸付、其の他生活の援護

（五）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の住宅の斡旋、修繕、其の他生活の援護

（六）應召軍人軍屬の留守家族の慰安、慰問、其の他生活の援護

（七）應召軍人軍屬の留守家族の子女の教育、就職の斡旋、其の他生活の援護

（八）應召軍人軍屬、傷痍軍人、戰歿將士の遺族の實情調査

（九）其の他本會の目的達成に必要な事業

二、本會の會員は左の者とす

（一）名譽會員　（1）評議員會の推薦する者

（2）功勞者

（3）總裁

（二）通常會員　（1）評議員會の推薦する者

（2）功勞者

（3）總裁

（三）賛助會員　（1）本會の趣旨に賛同し、補助金を納むる者

（2）本會の事業其の他收入より以下に掲ぐ

（イ）個人　市街庄内の世帶主を以て單獨又は數人連名を以て賛助會員として本會の趣旨を賛同するもの

（ロ）團體等　助成金

（ハ）篤志者

三、本會の會員は左の如し

（一）名譽會員　本會に關係ある官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

（二）通常會員　（1）評議員會の推薦する者

（2）功勞者

（3）總裁

（三）賛助會員　（1）本會の趣旨に賛同し、補助金を納むる者

（2）本會の事業其の他收入より以下に掲ぐ

（イ）個人　市街庄内の世帶主を以て單獨又は數人連名を以て賛助會員として本會の趣旨を賛同するもの

（ロ）團體等　助成金

（ハ）篤志者

四、名譽會員は、本會に對して特に功勞ありたる者又は學識經驗ある者の中より、會長之を推薦す

五、評議員は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

六、總裁は、會長の指揮を受け、會務を總理す

七、會長は、市街庄長を以て之に充つ

八、副會長は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

九、顧問は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

十、參與は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

十一、幹事は、市街庄内の官公吏、學識經驗者、會員中より、會長之を推薦す

十二、其の他本會の目的達成に必要な役員

▲役員　一、本會の役員は左の如し

（一）會長

（二）副會長

（三）顧問

（四）參與

（五）幹事

（六）會計

（七）監事

（八）評議員

（九）總裁

（十）名譽會員

（十一）會員

（十二）賛助會員

▲任期　一、本會の役員の任期は左の如し

（一）會長　市街庄長の在職中とす

（二）副會長、顧問、參與、幹事、評議員、會計、監事　會長の定むる期間とす

（三）總裁　本會の事業完成の時とす

▲職務　一、會長は本會を代表し、會務を總理す

二、副會長は會長を補佐し、會長事故あるときは其の職務を代理す

三、顧問は會長の諮問に應ず

四、參與は會長の命を受け、會務に參畫す

五、幹事は會長の命を受け、庶務、會計、其の他の事務を處理す

六、評議員は評議會を組織し、本會の事業其の他重要事項を評議す

七、會計は會計事務を處理す

八、監事は本會の會計を監査す

台北線合併

廳下機能の强化擴充へ

花蓮港に廳勢振興調査會設置

十一時晴れの際安全を確立する

【臺灣發電話】臺灣總督府の新廳舍建設に關する調査會は十六日午前十時から總督官房會議室に開かれ、總督、政務總監、各局長、各廳長、參與官、總督官房各課長、外事部長、警務局各課長、財務局各課長、殖產局各課長、交通局各課長、文教局各課長、法務部長、專賣局各課長、臺北州內務部長、臺北市尹、臺北州警務部長、臺北州各郡守、臺北州各課長、臺北市各課長、臺北州各郡各課長、臺北市各課長、臺北州各郡各課長、臺北市各課長、臺北州各郡